

東京都バス運行対策費補助金交付要綱

13都市施調第384号
平成13年10月12日
改正14都市基調第267号
平成14年7月9日
改正15都市基調第279号
平成15年7月9日
改正18都市基調第182号
平成18年8月3日
改正19都市基調第232号
平成19年7月24日
改正20都市基調第260号
平成20年7月15日
改正21都市基調第683号
平成21年11月10日
改正23都市基調第571号
平成23年12月6日
改正24都市基調第704号
平成24年12月27日

この要綱に基づき交付する補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第1条 地域間幹線系統確保維持費補助金（以下「補助金」という。）は、過疎現象等による輸送人員の減少のため、地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている路線に対し、生活交通路線の確保対策の一環として、広域的・幹線的なバス路線の運行を維持するために助成するものであり、もって地域住民の福祉を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 補助対象地域

西多摩及び八王子西部地域

二 地域間幹線系統確保維持協議会

補助対象地域における生活交通路線の確保のため、東京都（以下「都」という。）が主体となり、国、関係市町村、関係事業者等の構成員によって設置されるものをいう。

三 生活交通路線

地域間幹線系統確保維持協議会（以下「協議会」という。）において地域住民の生活に必要な旅客自動車運送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、東京都知事（以下「知事」という。）が指定し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

(イ) 複数市町村にまたがるもの

(ロ) キロ程が10キロメートル以上のもの

(ハ) 1日当たりの輸送量が15人から150人までのもの

(ニ) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のものとする。

(ホ) 別表1に定める西多摩地域広域行政圏に位置する市町村で総合病院等医療機関、学

校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、生活基盤が整備されていると協議会が認めたもの

- (へ) 経常収益が経常費用の20分の11以上の路線又は経常収益が経常費用の20分の11に満たない路線で、市町村が補助することにより経常収益が経常費用の20分の11に相当する額に達するもの

四 乗合バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を経営する者をいう。

五 補助対象期間

補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間をいう。

六 輸送量

次式によって算出された数値をいう。

平均乗車密度×運行回数

七 地域キロ当たり標準経常費用

乗合バス事業の運賃原価算定基準（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針（平成20年6月27日付国自旅第116号）に基づく基準）を準用して算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。

地域実績キロ当たり標準経常費用×

$$\left(1 + \frac{\text{地域の過去3年間の平均増減率}}{2}\right)$$

八 乗合バス事業者キロ当たり経常費用

補助対象期間の乗合バス事業者の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。

九 補助対象経常費用

第7号の地域キロ当たり標準経常費用と前号の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に補助対象運行系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。

（地域間幹線系統確保維持計画の作成）

第3条 補助金を受けようとする乗合バス事業者は、協議会における協議結果を踏まえ知事が策定する地域間幹線系統確保維持計画に記載する事項に関する資料を提出するものとする。

2 前項の規定は、知事が地域間幹線系統確保維持計画について、生活交通路線を追加又は収支改善計画策定路線の改善方針を変更しようとするときも同様とする。

（地域間幹線系統確保維持計画の実施）

第4条 地域間幹線系統確保維持計画が計画どおり実施されないために、生活交通路線の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、知事は、乗合バス事業者に対し、その実施のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 知事は、乗合バス事業者が前項の求めに係る措置を講じていないために補助金交付の目的達成が困難となると認めるときは、補助金の全部又は一部の不交付の措置をとることができる。

（補助金の交付対象地域）

第5条 補助金の交付対象地域は、第2条第1号に定める補助対象地域とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次条第1項の補助事業に係る補助対象経費の2分の1に相当する額とする。

(補助事業の基準)

第7条 補助金の交付対象となる補助事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 補助対象路線は、生活交通路線であって、補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該生活交通路線の補助対象経常費用に達していない額とする。
- 二 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、他の運行系統との競合区間の合計が50パーセント以上の生活交通路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

$$\left(\frac{\text{当該生活交通路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \text{当該生活交通路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活交通路線の総キロ程}} \right)$$

- 三 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の生活交通路線については、当該運行系統の1日の輸送量を5人で除した数値（端数切捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

四 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の20分の9に相当する額を限度とする。

- 2 補助対象路線の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。
- 3 補助対象事業者は、乗合バス事業者であって、協議会の結果に基づいて知事が別に定める一定の要件の下で、最も少ない補助金で生活交通路線を運行するものを選定する。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式による地域間幹線系統確保維持費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の1月30日までに知事に提出するものとする。

- 一 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 二 第1号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る。）
- 三 その他知事が必要と認めるもの

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第9条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第2号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の経理等)

第10条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

- 2 乗合バス事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受け

た日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第11条 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 この要綱の規定に違反したとき。
- 二 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- 三 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

附則（平成14年7月9日14都市基調第267号）
この交付要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成15年7月9日15都市基調第279号）
この交付要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成18年8月3日18都市基調第182号）
この交付要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年7月24日19都市基調第232号）
この交付要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20年7月15日20都市基調第260号）
この交付要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成21年11月10日21都市基調第683号）
この交付要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成23年12月6日23都市基調第571号）
この交付要綱は、平成23年12月6日から施行し、平成23年4月1日に遡及して適用する。

附則（平成24年12月27日24都市基調第704号）
この交付要綱は、平成24年12月27日から施行し、平成24年4月1日に遡及して適用する。

別表1

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
東京都	西多摩地域広域行政圏	あきる野市	秋川流域のJR五日市線沿線に位置し、武蔵五日市駅は日の出町・檜原村からの交通拠点として商業施設等が集積している。また、同市には周辺市町村の総合病院としての役割を担っている公立阿伎留医療センターがあり、広域行政圏の中心市町に準ずると認められるため。
		奥多摩町	多摩川流域のJR青梅線沿線に位置し、奥多摩駅は都の西部山間地域及び山梨県東部地域（丹波山村・小菅村）からの交通拠点として位置付けられていることから、広域行政圏の中心市町に準ずると認められるため。

※西多摩地域広域行政圏：西多摩地域の一体的整備と住民の福祉増進のため青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町で構成される行政圏

東京都知事 ○ ○ ○ ○ 殿

所 在 地
名称及び代表者名



○○年度地域間幹線系統確保維持費補助金交付申請書

地域間幹線系統確保維持費補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

○地域間幹線系統確保維持費補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 申請事業者の概要

補 助 対 象 期 間 の 損 益 状 況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用 ^イ	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ ^ロ	km			経常収支率	%	

(注) 乗合バス事業の収益、費用及び実車走行キロについては、高速バス、定期観光バス等を除くこと。

4 キロ当たり補助対象経常費用

補 助 ブ ロ ッ ク 名	乗合バス事業者キロ当 たり経常費用（実績） $\text{イ} \div \text{ロ} = \text{ハ}$	地 域 キ ロ 当 たり 標 準 経 常 費 用 ニ	キロ当たり補助対象経常費用
			ハ 又は ニ のいずれか少ない方の額 ホ
			円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

5. 地域間幹線系統確保維持費補助金交付申請に係る運行系統の概要及び補助申請額

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 $\frac{\text{キ} - (\text{ト} + \text{チ} + \text{リ})}{\text{タ}}$
			起点	主な経由地	終点	往復	(平均)	往復	(平均)	往復	(平均)	往復	(平均)	
						往 . km 復 . km	(平均) . km	往 . km 復 . km	(平均) . km	往 . km 復 . km	(平均) . km	往 . km 復 . km	(平均) . km	%
						往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	%
						往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	%
						往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	%
						往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	%
合計		系統				往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	

補助ブロック名	申請番号	実車走行キロ	補助対象経常費用	経常収益	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	キ又はタのうちいずれか少ない方の額	タのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	平均乗車密度が5人未満の路線 みなし運行回数 $\frac{\text{キ} \times \text{回数}}{\text{運行回数}} = \text{タ}$	補助対象経費	補助申請額
		レ	ホ × ニ = ヘ	コ	サ - コ = シ	セ × 9/20 = ソ	タ	チ × リ = テ	ニ	ツ	ツ × 1/2
		. km	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円
合計		. km	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、国の交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号他地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱）別表1の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、費用及び実車走行キロについては、高速バス、定期観光バス等を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（本交付要綱第2条第5号で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（本交付要綱第2条第5号で定める期間）の損益状況の欄に乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、国通達昭和52年5月17日付自総第338号、自旅第151号、自貨第55号を準用すること。
- 補助申請に係る運行系統の概要及び補助申請額は、系統ごとに申請番号をかえて記載すること。なお、補助ブロックが2つ以上ある場合についても、一連番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「リ」に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程「キ」-補助ブロック外乗入部分のキロ程「ト」-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程「チ」）に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」については、%以下第3位（小数点第4位切捨て）まで算出して記載すること。
- 「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで算出して記載すること。
- 「平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切捨て）をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、「タ」（平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は「タ」の金額を記載し、記載がない場合は「レ」の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助申請額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 都道府県外乗入部分がある場合は、該当する系統について、都道府県名を付して都道府県外乗入部分について同様に記載すること。なお、申請書の「補助金の額」の欄は、都道府県外乗入部分を含めた合計額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「営業報告書」及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 第1号の2様式の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）
- 補助対象期間に係る地域間幹線系統確保維持費国庫補助金交付申請書及びこれに関連する書類の写し
- 経常収益が経常費用（自社単価を使用したもの）の11/20に満たない路線がある場合は、市町村が補助することにより経常収益及び市町村の補助額の合計額が経常費用の11/20に相当する額に達することを証する書類

事業者名		
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名) 印
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名) 印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（年度）

実態調査日 平成 年 月 日実施

運行系統					年間輸送実績					経常収益			平均乗車密度算定			輸送量 (A) × (G)	市町村による運送収入引き上げ措置の有無	備考	
申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程(km)	運行回数(A)(回)	輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人×回)	運送収入(B)(円)	実車走行キロ(C)(km)	運送雑収(D)(円)	営業外収益(E)(円)	計(B)+(D)+(E)	$\frac{\text{運賃改定前適用の平均賃率} \times \text{日数} + \text{運賃改定後適用の平均賃率} \times \text{日数}}{\text{総適用日数}}$				平均賃率(F)(円)
																		有・無	
																		有・無	
																		有・無	
																		有・無	
合計																		有・無	

- 【記載要領】
- この書類は、補助対象期間（本交付要綱第2条第5号で定める期間）について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること。）。
 - 申請番号は、補助金交付申請書の申請番号と同一のものとすること。
 - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
 - 運行回数は、補助対象期間中における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
 - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 - 輸送人キロは、輸送人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。
 - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 - 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで算出して記載すること。
 - 平均賃率は、停留所相互間総運賃額 ÷ 停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
 - 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F)と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで算出すること。
 - 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
 - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
 - 市町村による運送収入引き上げ措置の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

殿

東京都知事 ○ ○ ○ ○ 印

○○年度地域間幹線系統確保維持費補助金の交付決定及び額の確定通知書

○○年○○月○○日付○○第○○号で申請のあった○○年度地域間幹線系統確保維持費補助金については、東京都バス運行対策費補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、○○年○○月○○日付○○第○○号で申請のあった運行系統のうち申請番号第○号から第○○号までのものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助金の確定額は次のとおりとする。

運 行 系 統 数	補 助 金 の 確 定 額
	千円

- 3 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 交付を受けた補助金については、生活交通路線の維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
 - (2) 生活交通路線の取消し等があった場合において知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。
 - (3) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- 4 補助金の交付に関しては、3（1）から（3）までに定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。